

越前市

# 新型インフルエンザ等対策行動計画

越前市

平成26年3月

## 目 次

### <総論>

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| I   | はじめに                       | 1  |
| 1   | 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定       |    |
| 2   | 新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置 |    |
| 3   | 本市行動計画策定の経緯                |    |
| II  | 新型インフルエンザ等対策の基本方針          | 3  |
| 1   | 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症   |    |
| 2   | 対策の目的及び基本的な考え方             |    |
| 3   | 対策実施上の留意点                  |    |
| III | 新型インフルエンザ等発生時の被害想定         | 6  |
| IV  | 発生段階の考え方                   | 8  |
| V   | 行動計画の主要5項目                 | 10 |
| VI  | 対策推進のための役割分担               | 19 |

### <各論>

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| VII | 各段階における対策の方針と主な対策 | 22 |
| 1   | 準備段階              |    |
|     | 未発生期              | 22 |
| 2   | 対応段階              |    |
|     | 海外発生期             | 26 |
|     | 県内未発生期            | 30 |
|     | 県内発生早期            | 34 |
|     | 県内感染期             | 40 |
|     | 小康期               | 45 |

### <参考>

#### 参考資料

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 用語解説              | 48 |
| 2 | インフルエンザの感染経路と注意事項 | 51 |
| 3 | 発生段階別の主な対応        | 53 |

## 〈総 論〉

# I はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫（抵抗力）を有していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全な態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

## 2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)については、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、政府対策本部長が行う。

また、緊急事態宣言がなされた場合は、特措法の規定により、不要不急の外出の自粛等の要請や施設の使用制限の要請、住民に対する予防接種の実施等の新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置」という。)を実施するものである。

## 3 本市行動計画策定の経緯

本市では、平成21年5月に策定した「越前市新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ対策を講じてきたところであるが、特措法の制定及び新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成25年6月26日策定。以下「ガイドライン」という。)の作成並びに特措法第6条に基づく新型インフルエ

ンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日策定。以下「政府行動計画」という。)、特措法第7条に基づく福井県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年12月26日策定。以下「県行動計画」という。)を踏まえ、特措法第8条に基づく越前市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)を策定した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、国が定める基本的対処方針に基づいた対応ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

さらに、新型インフルエンザ等発生時には、市行動計画に基づき、従来の感染症対策の枠組みを超え、危機管理としての認識のもと、全庁横断的な取組みを推進することとする。

なお、市行動計画は、今後の新型インフルエンザ等対策の検証等による政府行動計画及び県行動計画の見直し等があった場合には、適時適切に見直しを行う。

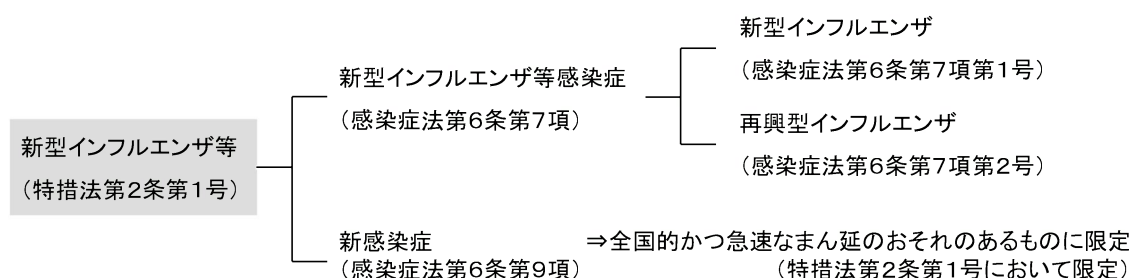


## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画の対象となる感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）



### 2 対策の目的及び基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、生命や健康、経済に大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国・県とともに次の2点を主たる目的として対策を講ずることとする。

#### 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者を少なくして、医療体制の負荷を軽減する。

#### 2. 生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 市内での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
- ② 医療提供業務をはじめ市民生活の安定に不可欠な業務の維持に努める。

以上の2点を踏まえ、越前市では、現時点で不確定要素が大きい新型インフル

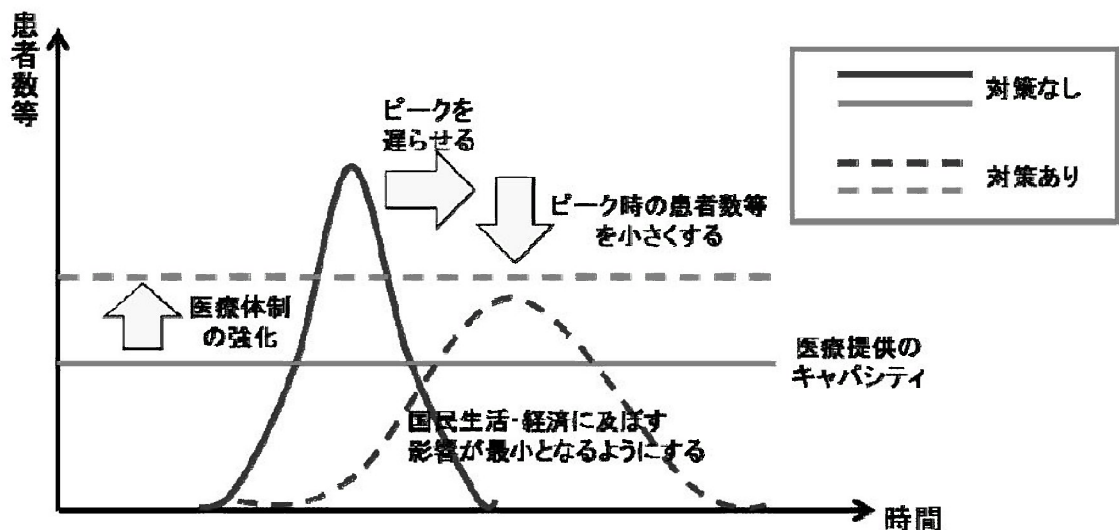
エンザ等対策について、一つの対策に偏重することなく、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を目指すこととする。その上で、新型コロナウイルス発生前から流行が収まるまでの発生段階の状況に応じて、一連の流れをもった対策を示す。

- (1) 具体的には、発生前の準備段階においては、地域における医療体制の整備への協力、ワクチン接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。また、全庁的な取組みを促進するため、庁内体制を整備する。
- (2) 発生当初の段階では、病原性、感染力等に関する情報が限られていることから、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小又は中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (3) 国内で感染が拡大した段階では、関係機関が相互に連携しつつ、市民生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う。しかし、緊張した社会において不測の事態が生じることが想定されるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

一方、市民には、日頃から手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的な感染症対策について啓発を行い、発生時には、不要不急の外出自粛や施設の利用制限、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきこと等と呼びかける必要がある。

- (4) 外国人市民も平成25年4月1日では、3,036人と本市人口の3.6%を占めており、住民の一員としての対処が必要である。

#### <対策の効果 概念図>



### 3 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、県や関係団体等と連携を図りながら、政府行動計画及び県行動計画の内容と整合性を図りつつ、本市の人口や地域性、特措法における市の役割等を勘案し、以下の4点に留意し、対策を実施する。

#### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとする。例えば、県から不要不急の外出の自粛、学校・興行場等の使用制限等が要請された場合、市は適宜協力するが、それらの協力活動に際し、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限であること、市民に対して十分説明することを前提とする。

#### (2) 緊急事態措置（特措法）の判断

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (4) 記録の作成・保存

本市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、公表するとともに当該記録は、5年間保存する。

### Ⅲ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右されるもので、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいが、市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画や県行動計画で示された推計に基づき想定した。

政府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、全人口の25%が罹患すると想定し、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。また、県行動計画では、政府行動計画の推計を受けて被害想定を行っている。

入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を中等度(致死率 0.53%)、スペインインフルエンザを重度(致死率 2.0%)として、新型インフルエンザの病原性が中等度の場合と重度の場合の数の上限を推計している。

なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の衛生状況等については考慮されていないことに留意する必要がある。

また、全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行い、1日当たりの最大入院患者数は流行発生から5週目と推計されている。

これを踏まえ、越前市における新型インフルエンザ等発生時の流行規模と被害等を国との人口比率により推計し、国、県、市の行動計画における被害想定表を次ページに記載している。

社会・経済的な影響としては、地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。また、市民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品や生活関連物資等が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

今後、国が流行規模及び被害想定を変更した場合、人口比率で推計している本市の被害想定も国にあわせて変更し、それらを踏まえた対策を随時実施していくこととする。

新型インフルエンザ等発生時の流行規模及び被害等想定

|                            |                      | 国の計画                                        | 福井県の計画                                                   | 越前市の計画                |
|----------------------------|----------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------|
| 医療機関受診者数                   |                      | (全人口の 25% が新型インフルエンザ等に罹患すると仮定)              |                                                          |                       |
|                            |                      | 約 1,300 ～<br>2,500 万人                       | 約 84,000 ～<br>161,000 人                                  | 約 8,840 ～<br>17,000 人 |
| (医療による介入や我が国の衛生状況を考慮しない場合) |                      |                                             |                                                          |                       |
| ※ 1<br>中等度                 | 入院者数                 | 約 53 万人                                     | 約 3,400 人                                                | 約 360 人               |
|                            | 死亡者数                 | 約 17 万人                                     | 約 1,100 人                                                | 約 115 人               |
|                            | ※ 3<br>最大入院<br>患者数/日 | 10 万 1 千人                                   | 651 人                                                    | 69 人                  |
| ※ 2<br>重 度                 | 入院者数                 | 約 200 万人                                    | 約 12,900 人                                               | 約 1,360 人             |
|                            | 死亡者数                 | 約 64 万人                                     | 約 4,100 人                                                | 約 435 人               |
|                            | ※ 3<br>最大入院<br>患者数/日 | 39 万 9 千人                                   | 2,572 人                                                  | 271 人                 |
| 抗インフルエンザウ<br>イルス薬の備蓄目標     |                      | 国 2,650 万人分<br>都道府県 2,650 万人分<br>流通 400 万人分 | 国(福井県向け)<br>168,000 人分<br>福井県 168,000 人分<br>流通 25,000 人分 |                       |
|                            |                      | 合計 5,700 万人分                                | 合計 361,000 人分                                            |                       |

越前市における想定については、国の推計値等を人口按分して試算

※ 1 病原性が中等度（例：アジアインフルエンザ 致死率 0.53%）の場合

※ 2 病原性が重度（例：スペインインフルエンザ 致死率 2.0 %）の場合

※ 3 1 日あたり最大入院患者数（流行発生から 5 週目）

## IV 発生段階の考え方

本行動計画は、発生段階の状況に応じて対策を講じることとしているが、発生段階の考え方については、国が策定した政府行動計画に準ずることとする。

具体的には、新型インフルエンザ等の未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5つに分類するとともに、地域での状況に柔軟に対応するため、地域での発生段階を定めている。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを注視しながら、海外や国内での発生状況を踏まえて国の新型インフルエンザ等対策本部(本部長:内閣総理大臣。以下「※政府対策本部」という。)が決定し、公表することとなっている。

さらに、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に医療提供や感染拡大防止等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については国と協議の上、県が決定する。

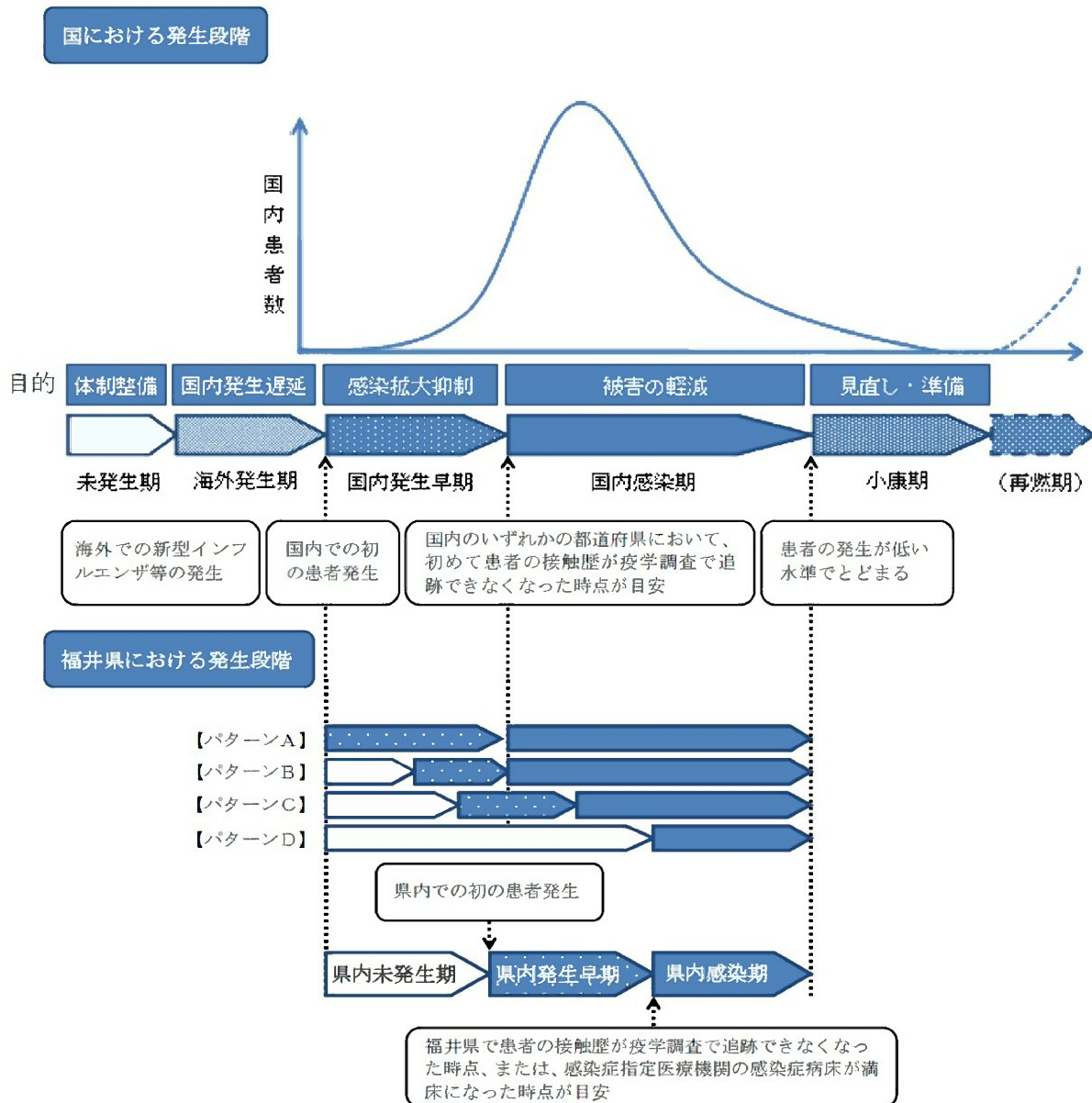
本市は、県が決定した各段階（地域における発生段階を含む。）に応じて行動計画等で定めた対策を実施する。

| 発生段階   | 状態                                                                |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 未発生期   | 新型インフルエンザ等が発生していない状態                                              |
| 海外発生期  | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態                                              |
| 県内未発生期 | 国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内で発生していない状態                                |
| 県内発生早期 | 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態                      |
| 県内感染期  | 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態又は感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から |
| 小康期    | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態                               |

※政府対策本部：WHOが新型インフルエンザ等のフェーズ4の宣言もしくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表したことを、厚生労働省が公表した場合、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、特措法第15条に基づき、内閣総理大臣が設置する。

## ＜国及び地域(都道府県)における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断





## V 行動計画の主要 5 項目

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、生命及び健康を保護する」及び「生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。

市行動計画においても、政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保し、以下の 5 項目を主要な対策として位置付ける。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有
- 3 予防・まん延防止
- 4 予防接種
- 5 市民生活・経済の安定の確保

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

### 1 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されており、市としても危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁横断的な緊密な連携の下、国、県、近隣市町及び事業者と相互に連携を図り、一体となった対策を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等発生時の住民生活への支援において中心的な役割を担う中で、県との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。また、丹南健康福祉センターにおいて開催される「新型インフルエンザ等対策地域調整会議」に参加し、管内市町、医師会等及び医療機関の関係者等と具体的な運用について検討を進めることとする。

新型インフルエンザ等が海外で発生し、国及び県が対策本部を設置したときは、越前市新型インフルエンザ等に関する対策本部及び警戒体制会議設置訓令第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、直ちに市新型インフルエンザ等警戒体制会議を開催し、必要な対策を協議し実施する。また、国内で新型インフルエンザ等が確認さ



れたときは、設置訓令第1条第1項第1号の規定に基づき、市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。対策本部設置後は、関係機関との連携を図りつつ、本行動計画に基づき、市民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策を強力に推進する。

さらに、政府対策本部長が特措法に基づき、緊急事態宣言を行った場合には、必要な措置を講ずる。

（庁内体制について）

新型インフルエンザ等の発生段階における庁内の対応体制は、次のとおりとし、未発生段階から対応体制の充実・強化や対応要員の能力維持向上に努める。

#### 警戒体制会議（会長：副市長） 海外発生期

（越前市新型インフルエンザ等に関する対策本部及び警戒体制会議設置訓令第1条第1項第2号）

- ① 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき設置する。
- ② 警戒体制会議は、新型インフルエンザ等に関し、次に掲げる事務を行う。
  - （１） 毒性、感染力等に関するウイルスの特性の情報を提供すること。
  - （２） 各部局における拡散防止に関する対策について点検すること。
  - （３） 前2号に掲げるもののほか、必要なこと。

#### 対策本部（本部長：市長） 県内未発生期～小康期

（越前市新型インフルエンザ等に関する対策本部及び警戒体制会議設置訓令第1条第1項第1号）

- ① 国内で新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき設置する。

関係法令等や行動計画に基づき、必要な対策を講ずる。

  - ・ 対策本部の設置

本部長は、必要に応じて市役所内に市対策本部を設置する。
  - ・ 緊急事態宣言下での対応

関係部局と協力し、必要な措置を講ずる。
  - ・ 対策本部の廃止

緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに、対策本部を廃止する。
- ② 対策本部は、新型インフルエンザ等に関し、市民の健康被害を最小限にとどめるため、次に掲げる事務を行う。
  - （１） 感染の拡散を防止すること。

- (2) 情報を収集し、これを伝達すること。
- (3) 危機対策を実施すること。
- (4) 健康被害対策を図ること。
- (5) 関係機関等と連携し、対策方法の調整を図ること。
- (6) 業務の継続に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要なこと。

#### 新型インフルエンザ等の発生段階と庁内の対応体制

| 平常時の体制 |                      | 対応体制（会議）           |
|--------|----------------------|--------------------|
| 未発生期   | 新型インフルエンザ等が発生していない状態 | 庁内連絡体制<br>(庁内連絡会議) |

| 発生時の体制 |                                                                   | 対応体制（会議）           |
|--------|-------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 海外発生期  | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態                                              | 警戒体制<br>(警戒体制会議)   |
| 県内未発生期 | 国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、<br>県内で発生していない状態                            | 対策本部体制<br>(対策本部会議) |
| 県内発生早期 | 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、<br>全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態                  |                    |
| 県内感染期  | 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態又は感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から |                    |
| 小康期    | 新型インフルエンザ等の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態                                  |                    |

庁内体制（会議）

未発生期

| 対応体制（会議）           | 構 成 員                                                                                                                              | 主 な 役 割                                                                                                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庁内連絡体制<br>（庁内連絡会議） | 構成員：福祉保健部長、福祉保健部理事、<br>危機管理監、関係課長<br>事務局：健康増進課長、防災安全課長、<br>健康増進課、防災安全課                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画の策定及び見直し</li> <li>・情報の収集</li> <li>・市民に対する啓発活動</li> <li>・世界的大流行（パンデミック）に備えた備蓄</li> <li>・行動計画に基づく対応マニュアルの作成</li> </ul> |
| ワーキング<br>チーム       | チーム員：政策推進課、まちづくり・交通対策課、秘書広報課、行政管理課、防災安全課、市民課、社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課、産業政策課、農林振興課、環境政策課、都市計画課、下水道課、水道課、市民福祉課、教育振興課、南越消防組合警防課、南越清掃組合第1清掃課 |                                                                                                                                                                  |

海外発生期

| 対応体制（会議）         | 構 成 員                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒体制<br>（警戒体制会議） | <p>会 長：副市長</p> <p>本部長：教育長、企画部長、政策審議監、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、産業環境部長、農林審議監、建設部長、水道部長、今立総合支所長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会事務局長、南越消防組合消防長、南越清掃組合管理事務局長、南越清掃組合建設担当部長、企画部理事、総務部理事、産業環境部理事、建設部理事、水道部理事、教育委員会事務局理事</p> <p>事務局長：福祉保健部理事</p> <p>事務局：危機管理監、健康増進課長、防災安全課長、秘書広報課長、政策推進課長、財務課長、各部政策幹</p> |

県内未発生期 ～ 小康期

| 対応体制（会議）           | 構 成 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対策本部体制<br>（対策本部会議） | <p>本 部 長：市長</p> <p>副本部長：副市長、教育長</p> <p>本部長：企画部長、政策審議監、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、産業環境部長、農林審議監、建設部長、水道部長、今立総合支所長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会事務局長、南越消防組合消防長、南越清掃組合管理事務局長、南越清掃組合建設担当部長、企画部理事、総務部理事、産業環境部理事、建設部理事、水道部理事、教育委員会事務局理事</p> <p>事務局長：危機管理監</p> <p>事務局：福祉保健部理事、防災安全課長、健康増進課長、秘書広報課長、政策推進課長、財務課長、各部政策幹</p> |

## 2 情報提供・共有

### (1) 目的

危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、双方向性のコミュニケーションが必要である。

### (2) 情報提供手段の確保

外国人、障がい者、高齢者等に配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### (3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に市民等が正しく行動ができるよう、予防的対策として発生前においても予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果など、医療機関、事業者等に情報提供し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知と理解を図る。特に、学校は地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、児童生徒及びその保護者に対して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

### (4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者の人権にも配慮して分かりやすい情報提供を行う。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、提供した情報に誤りがあったとき、直ちに正しい情報を発信する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、感染したことについて、患者やその家族には原則として責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

情報収集の利便性向上のため、国、県及び指定公共機関等の情報を、必要に

応じて、集約する。

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。

なお、対策の実施主体となる部局等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部等が調整する。

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 目的

感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限にとどめることにより、市民に必要な医療を提供する体制を維持することを目的とする。

#### (2) 主なまん延防止対策

##### ア 個人における対策

未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。

県では、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うが、市は、県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県からの要請に応じ、不要不急の外出の自粛要請の取組み等に適宜協力する。

##### イ 地域・職場における対策

県内発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は必要に応じ、施設の使用制限の要請を行うことから、市は、県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

## 4 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう、努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、以下では新型インフルエンザに限って記載する。

### (1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

本市では、政府対策本部長が指定した期間に、「新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者」、「新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる市民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務に従事する者」、「本市の危機管理に関する職務に従事する者」及び「民間の登録事業者と同様の業務に従事する者」に該当する市職員は特定接種の対象となる。県が実施する特定接種に対し、必要な協力等を行う。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザの病原性などの特性に応じ、基本的対処方針で定めた接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項に準ずる。

特定接種は原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう医療関係者に対し必要な協力が求められる。

## 特定接種の対象となり得る公務員

### 【新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務】

| 特定接種の対象となる職務                 | 職種                    |
|------------------------------|-----------------------|
| 対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務        | 市の新型インフルエンザ等対策本部員     |
| 対策本部の事務                      | 市の新型インフルエンザ等対策本部事務局職員 |
| 住民への予防接種                     | 市保健師・看護師              |
| 議会の運営                        | 市議会議員                 |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な予算の議決、議会への報告 | 市議会関係職員               |

【新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる市民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や県の危機管理に関する職務】

| 特定接種の対象となる職務 | 職種        |
|--------------|-----------|
| 救急 消火、救助等    | 消防職員、消防団員 |

### 【民間の登録事業者と同様の業務】

| 特定接種の対象となる職務        | 職種        |
|---------------------|-----------|
| 火葬及び墓地管理業、上水道業、下水道業 | 各業に従事する職員 |

### （２）住民に対する予防接種（住民接種）

緊急事態宣言下では、特措法第４６条に基づき、予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第６条第１項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第６条第３項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の４つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とするが、発生した新型インフルエンザの病原性等の情報を踏まえ、基本的対処方針に基づき、柔軟に対応することとする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する患者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - 発生時に基準が示された基礎疾患を有する者
  - 妊婦
- ② 小児（１歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- ③ 成人・若年者



- ④ 高齢者：ウイルスに感染することにより重症化するリスクが高いとされる者  
○ 65歳以上の者

なお、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、国民生活及び国民経済の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方等を踏まえ、年齢によるワクチンの効果も考慮しつつ、政府対策本部が決定する。

住民接種は集団的接種を原則として実施するため、未発生期からワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等に留意し、市医師会等と連携の上、接種体制を構築する。

- ① 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ② 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）
- ③ 接種に要する器具等の確保
- ④ 接種に関する住民への周知方法（接種券の取り扱い、予約方法等）

又、接種のための会場については、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。なお、集団接種は原則として居住地に限って実施する。

(1) 特定接種と(2) 住民接種の実施について、市は予防接種を行うために必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請等を行う。

## 5 市民生活・経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民の生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済活動への影響を最小限とできるよう、国や県・市町等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、一人暮らしや夫婦のみの要介護高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定されるため、支援が必要な要援護者の把握を行い、生活支援の具体的方策を検討する。



## Ⅵ 対策推進のための役割分担

### 1 国の役割

- ① 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を準備する責務を有する。
- ② 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ④ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ⑤ 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で、政府行動計画に基づき定めた、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を決定し、対策を強力に推進する。
- ⑥ その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### 2 県の役割

- ① 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。
- ② 県は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、政府ガイドラインを踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に関し、県内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。
- ③ 県は、新型インフルエンザ等の発生時には、対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、県内の状況に応じて判断を行い、行動計画等に基づき、対策

を実施する。

- ④ 県は、広域での対応が必要な場合には市町間の調整を行う。
- ⑤ 丹南健康福祉センターは、地域調整会議等を通じて管内市町、医師会及び医療機関と連携を図り、地域の実情に応じた対策の推進に努める。

### 3 市の役割

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や県行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市が実施主体となる対策に関し、それぞれ地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ② 市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、市行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言がなされたときは、国及び県における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進めるとともに、緊急事態措置を講ずる際には、適切に連携・協力する。

### 4 医療機関の役割

- ① 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。
- ③ 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### 5 指定（地方）公共機関の役割

- ① 指定公共機関及び県知事が指定した指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 6 登録事業者の役割

- ① 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

## 7 一般の事業者の役割

- ① 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。
- ② 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

## 8 市民の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ② また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めるとともに、食品等の買占め等を行わないよう、適切な消費行動をとることが求められる。

## ＜各 論＞

### Ⅶ 各段階における対策の方針と主な対策

6つの発生段階（未発生期、海外発生期、県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、小康期）ごとに主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまで目安として、適宜必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

#### 1 準備段階

##### 未発生期

新型インフルエンザ等が未発生の現段階で、全庁的な取組みを促進するため、庁内連絡会議を開催し、新型インフルエンザ等対策の進捗状況の確認に努める。

| 状態                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul> |
| <p>目的：1) 発生に備えて体制の整備及び準備を行う。</p> <p>2) 関係機関との連携の下に発生の早期確認に努める。</p>                                                                                       |

##### ■ 市の行う主な対策

|                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動計画等の作成</li> <li>・ 発生に備えた関係機関との連携体制の整備</li> <li>・ 発生動向の把握・情報収集</li> <li>・ 市民への情報提供</li> <li>・ 相談窓口等の準備</li> <li>・ 感染予防対策実施のための準備</li> <li>・ 予防接種の準備</li> <li>・ 要援護者の把握と支援体制の整備</li> <li>・ 火葬能力等の把握</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄等</li> </ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 1 実施体制

### （１）行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直す。

（総務部・福祉保健部・関係部局）

### （２）体制の整備及び連携の強化

庁内の取組体制を整備・強化するために、対策庁内連絡会議が中心となって、初動体制の確立や情報共有、発生時に備えた事前対策を行う。また新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から県と連携し、情報の交換、連携体制の確認、訓練を行う。

（総務部・福祉保健部・関係部局）

## 2 情報提供・共有

### （１）情報収集

ア 海外で発生しているインフルエンザ等の動向把握、情報収集に努める。

（福祉保健部）

イ 国及び県の要請に応じ、幼稚園、保育園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査する。

（福祉保健部・教育委員会）

### （２）情報提供

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、メディア等を利用し、市民等が発生に対する備えに努め、発生時に適切な行動が取れるよう基本知識を身につけてもらえるよう、継続的に分かりやすい情報提供を行い、市民等への理解を深めることに努める。また外国人、障がい者、高齢者等に正確に情報が伝わるよう配慮する。

イ マスク着用・手洗い・うがい・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

（福祉保健部）

### （３）相談窓口等の準備

県の要請により、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、電話相談窓口を設置する準備を進める。

（福祉保健部）

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 対策実施のための準備

##### ア 個人における対策の普及

基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

##### (ア) 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用                      ・咳エチケット                      ・手洗い
- ・うがい                              ・人混みを避ける      等

##### (イ) 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・県が設置する帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・感染を広げないように不要な外出を控える。
- ・マスクの着用・咳エチケット等の感染予防の啓発を強化する。

##### (ウ) 国及び県と連携し、緊急事態宣言時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民の理解促進を図る。

(福祉保健部)

### 4 予防接種

#### (1) ワクチンの生産等に関する情報の収集

プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(福祉保健部)

#### (2) 特定接種の準備

ア 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。

イ 国の決定を受け、特定接種の対象となる職員を選定するなど、集団接種体制の整備に協力する。

(福祉保健部・関係部局)

#### (3) 住民接種の準備

国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について計画しておく。

##### ア 接種体制

- ・ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ・ 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）
- ・ 接種に要する器具等の確保

- ・ 接種に関する住民への周知方法（接種券の取り扱い、予約方法等）  
（福祉保健部・教育委員会）

## 5 市民生活・経済の安定の確保

### （１）要援護者への生活支援

高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを計画する。

（福祉保健部）

### （２）火葬能力等の把握

国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備について県に協力する。

（市民生活部）

### （３）物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備等を確保する。

（総務部・福祉保健部・関係部局）

## 2 対応段階

### 海外発生期

新型インフルエンザ等が海外で発生した段階で、対策の初動対応の確認、県内症例の早期検知、新しい亜型のウイルスの迅速な同定、報告、感染者に対する適切な措置などを確実に実施するため、情報収集や対策の協議等を行う。

| 状態                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul> |
| <p>目的： 市内発生に備えて体制の整備を行う。</p>                                                                                                                                                |

#### ■ 市の行う主な対策

|                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒体制会議の設置及び会議の開催</li> <li>・ 発生に備えた関係機関との連携体制の継続</li> <li>・ 発生動向の把握・情報収集</li> <li>・ 市民への情報提供</li> <li>・ 相談窓口等の設置</li> <li>・ 感染予防対策実施</li> <li>・ 特定接種の実施、住民接種の準備</li> <li>・ 要援護者の把握</li> <li>・ 火葬能力等の把握</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄等</li> </ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 1 実施体制

#### (1) 警戒体制会議の設置

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、警戒体制会議を設置する。会長は、国が決定した基本対処方針及び県が決定した対策を踏まえ、同会議において部局の対応を協議し必要な対策を講ずる。特に福祉保健部は、国及び県の状況等に応じて速やかに発生情報の収集及び関係機関（団体）への情報の提供に努めるとともに、部内の対策について協議を行っていく。

（関係部局）



## 2 情報提供・共有

### (1) 情報収集

ア 海外で発生しているインフルエンザ等の動向把握、情報収集に努める。  
(福祉保健部)

イ 国及び県の要請に応じ、幼稚園、保育園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査する。

(福祉保健部・教育委員会)

### (2) 情報提供

ア 市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

(ア) 提供内容：海外での発生状況、現在の対策、県内で発生した場合に必要なとなる対策等（対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化）

(イ) 広報：テレビやラジオ、新聞等の活用

(ウ) 直接提供：市ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用  
イ 新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報担当部局において、情報の集約、整理、一元的な発信、広報窓口の一本化を実施する。

ウ 対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて警戒体制会議において調整する。

(総務部・福祉保健部)

### (3) 情報共有

収集した情報や各部局の対策の共有化を図るため、国等からの情報を各部局及び関係機関間で共有する。

(総務部・福祉保健部・関係部局)

### (4) 相談窓口等の設置

ア 県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせや生活相談等広範な内容にも対応できる電話相談窓口等を設置し、適切な情報提供に努める。

イ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、以後の情報提供に反映する。

(福祉保健部)

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 国内での発生拡大防止策の準備

ア 市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防対策や国内発生期における感染対策について普及・啓発する。

イ その他、国及び県の要請に応じ、適宜協力する。

(総務部・福祉保健部)

### 4 予防接種

#### (1) ワクチンの生産・流通等に関する情報の収集

国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産・流通の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(福祉保健部)

#### (2) 特定接種

ア 県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

イ 国及び県と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、あらかじめ接種対象者として決定した地方公務員に対し、集団的な接種を行うことを基本に本人の同意を得て特定接種を行う。

(総務部・福祉保健部)

#### (3) 住民接種

ア 国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。

イ 国や県の要請を受けて、市民が速やかに接種できるよう、対応マニュアル等に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

(福祉保健部)

### 5 市民生活・経済の安定の確保

#### (1) 要援護者対策

高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、準備する。

新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

(福祉保健部)

(2) 遺体の火葬・安置等

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(市民生活部)

(3) 市民への対応

ア 県等の要請に応じ、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入及びごみ処理に当たっての適切な行動を呼びかける。

イ 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(総務部・市民生活部・産業環境部)

(4) 事業者への対応

国及び県の要請に応じ、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて、事業者に周知する。

(総務部・福祉保健部・産業環境部)

(5) 物資及び資材の備蓄等

防疫等に必要な感染防護衣、消毒薬、その他の資材について準備する。

(総務部・福祉保健部)

## 県内未発生期(国内発生早期、国内感染期)

国内で新型インフルエンザ等が発生したが、県内では発生していない段階で、政府対策本部が設置された場合には、対策本部を設置し、感染拡大防止、社会・経済機能維持のための対策を講じる。

| 状態                     |
|------------------------|
| ・ 県外で新型インフルエンザ等が発生した状態 |
| 目的： 市内発生に備えて体制の整備を行う。  |

### ■ 市の行う主な対策

- ・ 対策本部の設置及び会議の開催(緊急事態宣言がなされた場合必須)
- ・ 発生に備えた関係機関との連携体制の強化
- ・ 情報収集、情報共有の強化
- ・ 市民への情報提供
- ・ 相談窓口等の充実
- ・ 感染予防対策の励行推進
- ・ 特定接種の実施、住民接種の準備
- ・ 要援護者の把握と支援
- ・ 遺体の安置施設等の確保の準備
- ・ 市民及び事業者等に対し感染防止策の具体的取り組みを要請
- ・ 物資及び資材の備蓄等

## 1 実施体制

### (1) 対策本部等の設置

国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合は、対策本部を設置する。本部長は、国が決定した基本対処方針及び県が決定した対策を踏まえ、必要に応じて、対策本部会議を開催し、県内発生早期の対応を検討する。

(関係部局)

## 2 情報提供・共有

### (1) 情報収集

ア 国及び県からの新型インフルエンザ等の対策に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じその取組等に適宜協力する。

(総務部・福祉保健部)

イ 国及び県の要請に応じ、幼稚園、保育園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査する。

（福祉保健部・教育委員会）

（２） 情報提供

ア 県等と連携して、広報担当を中心に利用可能なあらゆるメディア等を活用し、国内・県内外の発生状況と具体的な対策等について、分かりやすく、できる限り速やかに情報提供し、市民、事業者等への注意喚起を行う。

イ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について引き続き、周知する。

（ア）新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること

（イ）個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

ウ 学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

（総務部・福祉保健部・産業環境部・教育委員会）

（３） 情報共有

収集した情報や各部局対策の共有化を図るため、国等からの情報を各部局及び関係機関間で共有する。

（総務部・福祉保健部・関係部局）

（４） 相談窓口等の充実

ア 県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口等を充実し、適切な情報提供を行う。また国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

（総務部・福祉保健部）

イ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、以後の情報提供に反映する。

（福祉保健部）

### 3 予防・まん延防止

（１） 市内での感染拡大防止策

県等の協力要請に応じ、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

(ア) 市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。

(イ) 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理及び受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。

(総務部・福祉保健部・産業環境部)

(ウ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

(エ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

(総務部・企画部・福祉保健部・産業環境部)

#### 4 予防接種

(1) ワクチンの供給

ワクチンの供給等の情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(福祉保健部)

(2) 特定接種

地方公務員の対象者に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(総務部・福祉保健部)

(3) 住民接種

ア 国等の指示により、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施にあたり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、対応マニュアル等に基づく接種体制をとる。

イ 国の指示を受けて、市民に対し、接種に関する情報を提供する。

(福祉保健部)

#### 5 市民生活・経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、高齢者、障がい者等の要援護者への生活必需品の確保、配分・配布等を行う。

(福祉保健部)

(2) 遺体の火葬・安置等

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(市民生活部)

(3) 市民への対応

ア 県等の要請に応じ、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入及びごみ処理に当っての適切な行動を呼びかける。

イ 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(総務部・市民生活部・産業環境部)

(4) 事業者への対応

ア 国及び県の要請に応じ、従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の取組等について、関係団体等を通じて、事業者に周知する。

イ 県等の要請に応じ、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、周知等に適宜協力する。

(総務部・福祉保健部・産業環境部)

(5) 物資及び資材の備蓄等

防疫等に必要な感染防護衣、消毒薬、その他の資材について準備する。

(総務部・福祉保健部)

## 県内発生早期(国内発生早期、国内感染期)

県内での新型インフルエンザ等の感染拡大をできる限り抑えるための対策を講じる。また、緊急事態宣言がなされた場合は、特措法に基づき、必要な措置を講じる。

| 状態                                              |
|-------------------------------------------------|
| ・ 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態  |
| 目的： 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える<br>2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う |

### ■ 市の行う主な対策

- ・ 対策本部会議を適宜開催
- ・ 関係機関との連絡体制の強化
- ・ 情報の収集
- ・ 市民への情報提供
- ・ 相談窓口等の対応強化
- ・ 感染予防対策の励行推進
- ・ 特定接種の実施、住民接種の実施
- ・ 県からの要請に基づき、外出自粛等外出制限の協力
- ・ 県の自粛要請に基づき、公共施設の閉鎖等使用制限の協力
- ・ 要援護者等への支援
- ・ 遺体の火葬や安置施設についての準備
- ・ 市民及び事業者等に対し感染防止策の具体的取り組みを要請
- ・ 物資及び資材の備蓄等

## 1 実施体制

### (1) 実施体制

ア 県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。

イ 国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催して、発生時の初動対応、感染拡大防止対策等速やかに事案対応を行うとともに、県内（市内）で発生が確認された際には、県と連携し対策の強化を図っていく。

(総務部・福祉保健部)



県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、「緊急事態宣言」が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講ずる。

国により緊急事態宣言が発出された場合は、国の基本的対処方針、「県行動計画」及び「市行動計画」に基づき必要な対策を実施する。

(関係部局)

〈補足〉

「緊急事態宣言」においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

## 2 情報提供・共有

### (1) 情報収集

ア 国及び県からの新型インフルエンザ等の対策に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

(総務部・福祉保健部)

イ 国及び県の要請に応じ、幼稚園、保育園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査する。

(福祉保健部・教育委員会)

### (2) 情報提供

ア 県等と連携して、広報担当を中心に利用可能なあらゆるメディア等を活用し、国内・県内外の発生状況と具体的な対策等について、分かりやすく、できる限り速やかに情報提供し、市民、事業者等への注意喚起を行う。

イ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について引き続き、周知する。

(ア) 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること

(イ) 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

ウ 学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(総務部・福祉保健部・産業環境部・教育委員会)

(3) 情報共有

収集した情報や各部局対策の共有化を図るため、国等からの情報を各部局及び関係機関間で共有する。

(総務部・福祉保健部・関係部局)

(4) 相談窓口等の体制充実・強化

ア 県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、電話相談窓口等体制を充実・強化する。また国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

イ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(総務部・福祉保健部)

### 3 予防・まん延防止

(1) 市内での感染拡大防止策

県等の協力要請に応じ、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

(ア) 市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。

(イ) 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理及び受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。

(総務部・福祉保健部・産業環境部)

(ウ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

(エ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

(総務部・企画部・福祉保健部・産業環境部)

県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講ずる。

ア 外出制限

県により、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底が要請された場合（特措法第 45 条第 1 項）、県等に適宜協力する。

（総務部・市民生活部）

イ 施設の使用制限

県により、学校・保育園等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）が要請された場合（特措法第 45 条第 2 項）、県等に適宜協力する。

市主催行事については、県の要請に基づき中止する。

（福祉保健部・教育委員会）

ウ 施設の使用制限等（イ以外の施設）

（ア）県により、学校・保育園等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底が要請された場合（特措法第 24 条第 9 項）、適宜協力する。

（イ）県により、特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底が要請された場合、県等に適宜協力する。

（総務部・施設所管部局）

エ 施設の使用制限

公共施設の閉鎖及び公共施設の目的外使用について関係機関に連絡する。

（総務部・市民生活部・教育委員会）

## 4 予防接種

(1) 特定接種

地方公務員の対象者に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を進める。

（総務部・福祉保健部）

(2) 住民接種

ア 国等の指示により、関係者の協力を得て接種を実施する。接種の実施にあたり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、業務要領等に基づく接種体制をとる。

イ 国の指示を受けて、市民に対し、接種に関する情報を提供する。

(福祉保健部)

県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講ずる。

住民接種

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(福祉保健部)

5 市民生活・経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、計画に基づき、高齢者、障がい者等の要援護者への生活必需品の確保、配分・配布等を行う。

(福祉保健部)

(2) 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(市民生活部)

(3) 市民への対応

ア 県等の要請に応じ、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入及びごみ処理に当たっての適切な行動を呼びかける。

(総務部・市民生活部・産業環境部)

(4) 事業者への対応

ア 県等の要請に応じ、従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の開始についての取組等について事業者に周知する。

(総務部・福祉保健部・産業環境部)

イ 県等の要請に応じ、事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、周知の取組等に適宜協力する。

ウ 県等の要請に応じ、事業者及び委託業者に対し、感染防止策及び業務継続の具体的取組みの実施を要請する。

(総務部・市民生活部・産業環境部)

(5) 物資及び資材の備蓄等

防疫等に必要な感染防護衣、消毒薬、その他の資材について準備する。

(総務部・福祉保健部)

(6) 医療

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

(福祉保健部)

県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講ずる。

ア 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画又は業務計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(水道部)

イ 事業者のサービス水準に係る市民への呼びかけ

国・県の協力要請に応じ、市民に対し、まん延した段階において、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(総務部)

ウ 生活関連物資等の安定等

県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(産業環境部)

## 県内感染期(国内発生早期、国内感染期)

新型インフルエンザ等対策本部において、感染拡大防止、社会・経済機能維持のための対策を講じる。

| 状態                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態、又は県内の感染症指定医療機関の感染症病床が満床になった時点から</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> </ul> |
| <p>目的： 1) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>2) 市民生活・経済への影響を最小限に抑える。</p>                                                                                                     |

### ■ 市の行う主な対策

- ・ 対策本部会議を適宜開催
- ・ 関係機関との連絡体制の強化
- ・ 情報収集、情報共有の維持
- ・ 市民への情報提供
- ・ 相談窓口の継続
- ・ 住民接種の実施
- ・ 県からの要請に基づき、学校・通所施設等の休業、集会や不要不急の外出の自粛の強化
- ・ 県からの要請に基づき、施設の使用制限等に協力
- ・ 要援護者等への支援
- ・ 火葬炉の稼働及び遺体を安置する施設等の確保
- ・ 市民及び事業者等に対し感染防止策の具体的取り組みを要請
- ・ 物資及び資材の備蓄等

## 1 実施体制

### (1) 体制強化

県では新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態と判断した場合は、国と協議し、県行動計画により必要な対策が行われる。県等と連携して情報を積極的に収集し、必要に応じて、対策本部会議を開催し、必要な対策について決定する。

(関係部局)



## 2 情報提供・共有

### (1) 情報収集

ア 国及び県からの新型インフルエンザ等の対策に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

(総務部・福祉保健部)

イ 国及び県の要請に応じ、幼稚園、保育園、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査する。

(福祉保健部・教育委員会)

### (2) 情報提供

ア 県等と連携して、広報担当を中心に利用可能なあらゆるメディア等を活用し、国内・県内外の発生状況と具体的な対策等について、分かりやすく、できる限り速やかに情報提供し、市民、事業者等への注意喚起を行う。

イ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について引き続き、周知する。

(ア) 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること

(イ) 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

ウ 学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での臨時休業や集会の自粛等の感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(総務部・福祉保健部・産業環境部・教育委員会)

### (3) 情報共有

収集した情報や各部局対策の共有化を図るため、国等からの情報を各部局及び関係機関間で共有する。

(総務部・福祉保健部・関係部局)

### (4) 相談窓口等の継続

ア 電話相談窓口体制を継続する。また国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

イ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

(総務部・福祉保健部)

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 市内での感染拡大防止策

県等の協力要請に応じ、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

(ア) 市民等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策等を勧奨する。

(イ) 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理及び受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。

(総務部・福祉保健部・産業環境部)

(ウ) 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

(エ) 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

(総務部・企画部・福祉保健部・産業環境部)

#### 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

##### ア 医療機関不足への対応

市内の対応する医療機関が不足した場合、県により臨時の医療施設を設置し医療を提供するが、県の要請に応じ、適宜協力する。

(総務部・福祉保健部)

##### イ 施設の使用制限

県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育園等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行うことに、適宜協力する。

(福祉保健部・教育委員会)

##### ウ 施設の使用制限等(イ以外の施設)

(ア) 県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育園等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。

(イ) 県が、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。

(総務部・施設所管部局)

エ 市民に対し集会や不要不急の外出の自粛について協力を要請する。市主催行事については、県の要請に基づき中止する。



#### 4 予防接種

##### (1) 特定接種

地方公務員の対象者に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を進める。

(総務部・福祉保健部)

##### (2) 住民接種

ア 国等の指示により、関係者の協力を得て新臨時接種（予防接種法第6条第3項）を実施する。接種の実施にあたり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、対応マニュアル等に基づく接種体制をとる。

イ 国の指示を受けて、市民に対し、接種に関する情報を提供する。

(福祉保健部)

#### 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

県域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講ずる。

##### 住民接種

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(福祉保健部)

#### 5 市民生活・経済の安定の確保

##### (1) 要援護者対策

食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、計画に基づき、高齢者、障がい者等の要援護者への生活必需品の確保、配分・配布等を行う。

(福祉保健部)

##### (2) 市民への対応

ア 県等の要請に応じ、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入及びごみ処理に当たっての適切な行動を呼びかける。

(総務部・市民生活部・産業環境部)

##### (3) 事業者への対応

ア 県等の要請に応じ、事業者に対し食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、周知の取組等に適宜協力する。

(総務部・市民生活部・産業環境部)

イ 県等の要請に応じ、事業者及び委託業者に対し、感染防止策及び業務継続の具体的取組みの強化を依頼する。

(総務部・産業環境部)

(4) 物資及び資材の備蓄等

防疫等に必要な感染防護衣、消毒薬、その他の資材について計画的に使用する。必要に応じて再整備を図る。

(総務部・福祉保健部)

(5) 医療

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

(福祉保健部)

県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

ア 業務の継続等

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況確認等に協力する。

(総務部・産業環境部)

イ 水の安定供給

業務要領等で定めるところにより、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(水道部)

ウ 事業者のサービス水準に係る市民へのよびかけ国・県の協力要請に応じ、市民に対し、まん延した段階において、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(総務部)

エ 生活関連物資等の安定等

県等と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。

(産業環境部)

オ 埋葬・火葬の特例等

(ア) 可能な限り火葬炉を稼働させる。

(イ) 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の要請により一時的に遺体を安置する施設等を確保する。

(市民生活部)

## 小康期

新型インフルエンザ等対策本部において、対応体制の評価・見直しを行う。

| 状態                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況</li> </ul> |
| 目的：市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。                                                                                        |

### ■ 市の行う主な対策

- ・ 情報収集、情報共有の継続
- ・ 市民への情報提供
- ・ 相談窓口等の縮小
- ・ 流行の第二波に備え予防接種を進める
- ・ 生活関連物資等の適切な供給を図る
- ・ 要援護者等への支援
- ・ 平常体制に復帰するための対策の検討
- ・ 物資及び資材の再整備

## 1 実施体制

### (1) 評価・見直し

県の小康期に入ったことの宣言を受けて、これまでの各段階における評価を行い、必要に応じ、行動計画やそれに基づく対策等の評価・見直しを行う。

### (2) 体制強化の解除

緊急事態解除宣言が行われたときは、対策本部を廃止する。

また、緊急事態宣言がなされなかったときは、政府対策本部が廃止されたときに、対策本部を廃止する。

必要に応じ庁内連絡会議を開催する。

(総務部・福祉保健部)

| 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置                                |
|--------------------------------------------------------|
| <p>国が緊急事態解除宣言を行った場合は、対策本部を廃止する。</p> <p>(総務部・福祉保健部)</p> |

## 2 情報提供・共有

### (1) 情報収集

- ア 国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、必要な情報を収集する。
- イ 県等と連携して再流行を早期に検知するため、情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

(総務部・福祉保健部)

- ウ 国及び県の要請に応じ、再流行を早期に検知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(福祉保健部・教育委員会)

### (2) 情報提供

- ア 利用可能なあらゆるメディア等を活用し、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(福祉保健部)

- イ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(総務部・福祉保健部)

### (3) 情報共有

- 収集した情報や各部局対策の共有化を図るため、国等からの情報を各部局及び関係機関間で共有する。

(総務部・福祉保健部・関係部局)

### (4) 相談窓口等の体制の縮小

- 県等からの要請に応じ、相談窓口等の体制を縮小する。

(福祉保健部)

## 3 予防・まん延防止

- 県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、注意喚起の内容に関する見直しを市民に周知する、

(福祉保健部)

## 4 予防接種

- 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(福祉保健部)

## 5 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 市民への対応

県等の要請に応じ、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入及びごみ処理に当たっての適切な行動を呼びかける。

(総務部・市民生活部・産業環境部)

### (2) 事業者への対応

県等の要請に応じ、事業者に対し、食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように、周知の取組等に適宜協力する。

(総務部・市民生活部・産業環境部)

### 県が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

必要に応じ、国及び県と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合には、県内感染期に講じた措置を適宜縮小又は中止する。

(総務部・福祉保健部)

県からの要請に応じ、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小又は、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知の取組等に適宜協力する。

(総務部・産業環境部)

【用 語 解 説】 ※五十音順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2 つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ インフルエンザ様症状

38 度以上の発熱かつ急性呼吸器症状（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳のいずれか 1 つ以上）を呈した場合をいう。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国からの帰国した者または、患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析のことを示すこともある。

○ 指定公共機関

独立行政法人等の公共機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電機等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

○ 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電機等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聞いて都道府県知事が指定するもの。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を

獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行(パンデミック)となるおそれがある。

#### ○ 新感染症

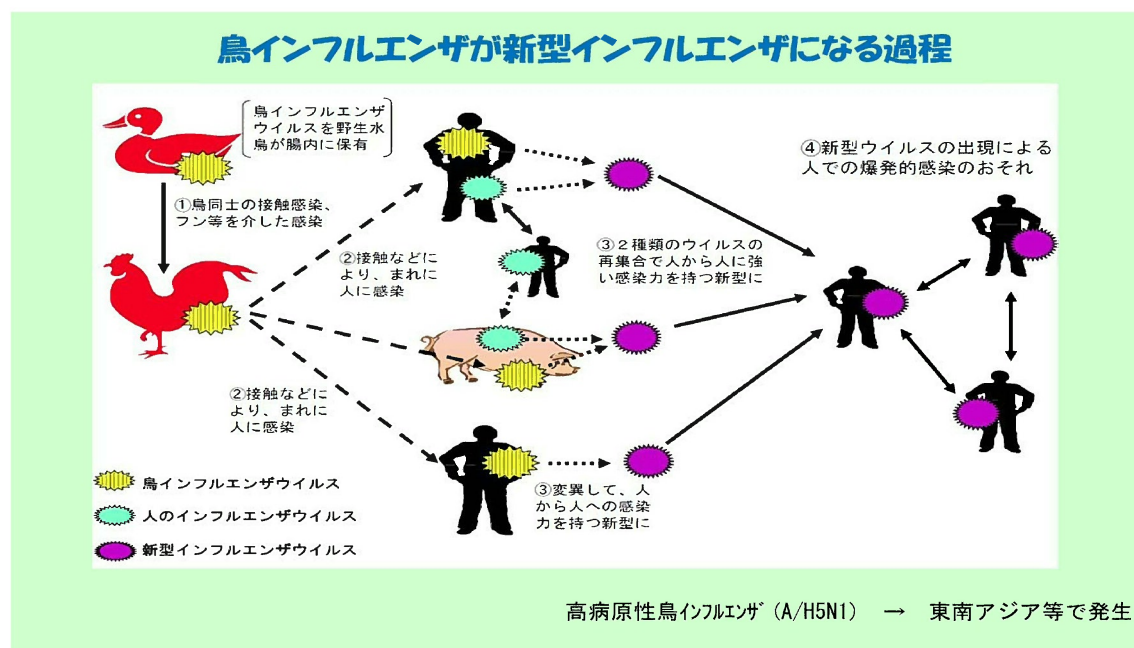
感染症法第6条9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった罹患した場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

#### ○ 登録事業者

特措法第28条に規定するとくてい接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者。

#### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥またはその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。





○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスまたはこれと同じ抗原性を持つウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

(参考)

【インフルエンザの感染経路と注意事項】

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染である。

- ・飛沫感染：感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを健康な人が吸入することによって感染する。
- ・接触感染：感染した人がくしゃみや咳を手で押さえた後や、鼻水を手でぬぐった後に、机やドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスが付着することがある。その付着したウイルスに健康な人が手で触れ、その手で目や鼻、口に再び触れることにより、粘膜・結膜などを通じてウイルスが体の中に入り感染する。

新型インフルエンザの予防には、通常のインフルエンザに対する下記のような取組みを習慣づけておくことが重要であり、一人一人がいわゆる「咳エチケット」を心がけることが求められる。

「咳エチケット」

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

＜方法＞

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り 1～2 メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）でおさえ、極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

「咳エチケット」以外にも、次の点について心がけることが求められる。

- ・帰宅後や不特定多数の者が触るようなものに触れた後の手洗い・うがいを日常的に行うこと
- ・手洗いは、石鹸を用いて最低 15 秒以上行うことが望ましく、洗った後は、清潔な布やペーパータオル等で水を十分に拭き取る

- ・感染者の2メートル以内に近づかないようにすること
- ・流行地への渡航、人込みや繁華街への不要不急な外出を控えること
- ・十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つこと

#### 【個人等での事前の準備の促進】

- ・家庭での備蓄

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合には、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響が出ることも予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが重要である。

このため、災害時のように最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくこと、外出用のマスクを一人当たり25枚程度備蓄しておくことが推奨される。

- ・体調管理および予防接種

糖尿病や高血圧症などの慢性疾患の病状が安定していない場合は、新型インフルエンザ等に感染しやすくなると考えられているので、平常より主治医による治療を受けておくことが望まれる。

新型インフルエンザ等の発生時に、自分が感染したと誤解して帰国者・接触者外来を受診することを防ぐため、麻疹（はしか）や通常のインフルエンザのような新型インフルエンザと区別がつきにくい発熱性の疾患については、予防接種を受けておくことが望ましい。また、他の感染症（結核や百日咳など）にかかると、新型インフルエンザ等に感染しやすくなるため、予防接種法に定められている定期の予防接種はきちんと受けておくことが重要である。

## 発生段階別の主な対応一覧

| 対 応                               | 未発生期 | 海外発生期 | 県内未発生期 | 県内発生早期 | 県内感染期 | 小康期 |
|-----------------------------------|------|-------|--------|--------|-------|-----|
| <b>1 実施体制</b>                     |      |       |        |        |       |     |
| 行動計画の作成、見直し                       | ○    |       |        |        |       |     |
| 新型インフルエンザ等庁内連絡会議の開催               | ○    |       |        |        |       |     |
| 越前市新型インフルエンザ等警戒体制会議の設置            |      | ○     |        |        |       |     |
| 越前市新型インフルエンザ等対策本部の設置              |      |       | ○      | ○      | ○     |     |
| 対策本部の廃止                           |      |       |        |        |       | ○   |
| 事業の評価・見直し                         |      |       |        |        |       | ○   |
| <b>2 情報提供・共有</b>                  |      |       |        |        |       |     |
| 感染症等に関する情報収集                      | ○    | ○     | ○      | ○      | ○     | ○   |
| 学校サーベイランスの実施                      | ○    | ○     | ○      | ○      | ○     | ○   |
| マスク着用、・咳エチケット等の感染対策等の周知           | ○    | ○     | ○      | ○      | ○     | ○   |
| 広報担当チームの設置                        |      | ○     | ○      | ○      | ○     | ○   |
| 市民への情報提供、注意喚起                     |      | ○     | ○      | ○      | ○     | ○   |
| 相談窓口等の設置                          |      | ○     | ○      | ○      | ○     |     |
| 国、県、市町との情報共有                      |      | ○     | ○      | ○      | ○     | ○   |
| <b>3 予防・まん延防止</b>                 |      |       |        |        |       |     |
| マスク着用、・咳エチケット等の感染対策等の感染対策の普及・啓発   | ○    | ○     | ○      | ○      | ○     | ○   |
| <b>特措法に基づく不要不急の外出制限</b>           |      |       |        | ○      | ○     |     |
| <b>特措法に基づく学校等の施設使用制限</b>          |      |       |        | ○      | ○     |     |
| <b>4 予防接種</b>                     |      |       |        |        |       |     |
| 特定接種の準備                           | ○    | ○     | ○      | ○      | ○     |     |
| 特定接種の実施                           |      | ○     | ○      | ○      | ○     |     |
| 住民接種の準備                           |      | ○     | ○      | ○      | ○     | ○   |
| 住民接種の実施                           |      |       | ○      | ○      | ○     | ○   |
| <b>5 市民生活・経済の安定の確保</b>            |      |       |        |        |       |     |
| 要援護者への生活支援                        | ○    | ○     | ○      | ○      | ○     |     |
| 埋火葬、遺体安置                          | ○    | ○     | ○      | ○      | ○     |     |
| 市民への対応(適切な消費行動等の呼びかけ外)            |      | ○     | ○      | ○      | ○     | ○   |
| 事業者への対応(食料品や生活関連物資の価格が高騰しないよう要請外) |      |       | ○      | ○      | ○     | ○   |
| 物資及び資材の備蓄等                        | ○    | ○     | ○      | ○      | ○     |     |
| 医療(自宅で療養する支援が必要な患者への支援)           |      |       |        | ○      | ○     |     |
| <b>特措法に基づく生活関連物資の価格安定に関する要請</b>   |      |       |        | ○      | ○     |     |
| <b>埋火葬に係る手続きの特例に基づく埋火葬の実施</b>     |      |       |        |        | ○     |     |

※ゴシック体で記載されている対策は、緊急事態宣言がなされた場合の項目